

番号 05572

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
[051]		令和 8年 6月 8日	平成 19年 10月	KRC005-0101			
名		型		式			
原動機の型式		カトウ		[051] JDS-KRC005		6M60	
所有者の氏名又は名称		[37135]					
所有者の住所		[37135]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
大型特殊	-	自家用	ホイール・クレーン [072]	1人	-kg	26110kg	26165kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
7.54 kW	軽油			1129cm	262cm	347cm	12920kg -kg -kg 13190kg
有効期間の満了する日	令和 8年 4月 9日						
備考				及び運転者席には、輪荷重を表示すること。、 [008] 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。、 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 [095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。以下余白			
<p>[札幌]、一時抹消登録 自動車重量税 非課税 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 [走行距離計表示値] 9, 200 km（令和6年4月2日） [旧自動車登録番号] 島根900さ 348 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成19年3月13日 [関東運輸局] 4967 [緩和事項] [098] 一括緩和, [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [006] 輪荷重, [009] 接地圧, [056] 隣接軸重 [制限事項] [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。、 [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。、 [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、 [006] 自動車の後面</p>							

裏面もご覧ください。

登録識別情報



令和 8年 6月 8日

札幌運輸支局長

車両ID T9565KN1494026

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。



第70958号				移動式クレーン検査証			
製造検査又は 使用検査申請 者名及び住所		(株)加藤製作所 茨城県猿島郡五霞町元栗橋5206					
設置地							
事業の名称							
種類及び型式		ジブが伸縮するホイールクレーン (KR-25H-V7)					
つり上げ荷重		25.0 t					
製造検査又は使用 検査の刻印番号		茨70958					
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印	有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成19年9月26日から 平成21年10月15日まで		27年10月16日から 29年10月15日まで		21年10月16日から 23年10月15日まで		23年10月16日から 25年10月15日まで	
25年10月16日から 27年10月15日まで		令和元年10月16日から 令和3年10月15日まで		令和元年10月16日から 令和3年10月15日まで			
平成21年10月16日							

茨城労働局長

KR25H-V7

日付	記事欄	検査者印
平成21年10月16日	クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を再交付する。	
21年10月8日	性能検査実施シマブンエンジニアリング㈱検査事業部関東事務所 異常を認めない。再発行の旨、10/11記入	
23年10月12日	性能検査実施シマブンエンジニアリング㈱検査事業部関東事務所 異常を認めない	
25年10月12日	性能検査実施シマブンエンジニアリング㈱検査事業部関東事務所 異常を認めない	
27年10月6日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
29年10月12日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
令和元年9月19日	検査証書替申請書受理する 小田原労働基準監督署	
令和元年10月8日	性能検査実施 シマブンクレーン検査㈱関東事務所 異常を認めない	
令和2年4月1日	クレーン等安全規則第59条第3項により設置報告書受理。 茨城労働局印	
令和2年4月1日	クレーン等安全規則第59条第3項により検査証を書替える。 甲府労働基準監督署	
令和2年4月19日	設置報告書受理	
令和2年4月14日	クレーン則第59条3項による 検査証書替	
年 月 日		
年 月 日		
3年10月7日	記入欄満了につき続紙を使用	

